

第15回 SAC（Standards Advisory Council）会議報告

国際会計基準審議会（IASB）の第15回基準諮問会議（SAC）が、2006年2月27日と28日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SACメンバーである八木良樹日立製作所株式会社取締役会議長・監査委員長、辻山栄子早稲田大学商学部教授、オブザーバーとして金融庁より式部透審議官が出席し、金融庁より水谷剛課長補佐、企業会計基準委員会(ASBJ)より又邊崇専門研究員が同席した。以下、会議の概要を報告する。

Ⅰ．運営及び協議手続き

IASB の基準設定過程は、(1)議題の設定(2)プロジェクト立案(3)ディスカッション・ペーパーの作成と公表(4)公開草案の作成と公表(5)IFRS の作成と公表(6)IFRS 公表後の手続きの6段階より構成される。議題の設定と関係者との協議等に関するアジェンダ・ペーパーの内容について、IASB ディレクターにより次のとおり説明が行われた。

1. 議題の設定

IASB は、潜在的な項目を議題に追加するかどうかを第一に財務諸表の利用者のニーズに基づいて判断する。その際、(a)利用者に対する情報の目的適合性と提供される情報の信頼性(b)既存の指針の利用可能性(c)統合化促進の可能性(d)基準の品質(e)人的資源の制約を検討する。(a)について、IASB はプロジェクトが各国の利用者のニーズを取り扱っているかどうかについて、財務報告と規制の環境、緊急性、普遍性、結果を考慮に入れて検討する。IASB は、各国会計基準設定主体、関係団体、SAC、IFRIC からのコメントに基づいて潜在的な議題項目を取り上げて議論する。IASB は7月の会議でプロジェクトへの議題の追加を決議する前に、6月のSAC会議でSACと協議を行う。潜在的な議題を新プロジェクトとして採用する議論と決議はIASBの公開会議で行われ、議題の承認は、優先順位とともに多数決による。

2. 関係者との協議

関係者との協議は、リエゾン活動として各国会計基準設定主体との間で行われる他、SAC、ワーキング・グループとの間でも行われている。ディスカッション・ペーパーや公開草案のコメント募集は公式の過程であり、コメントはIASBスタッフにより要約・分析され、IASBに検討するように推奨される。さらに、特定の議題に関して円卓会議、公聴会が開催され、意見交換が行われる。また、フィールド・ビジットは頻繁に行われるのに対して、フィールド・テストではデータの集約、提案されている基準を用いた財務諸表の作成、テスト結果の評価においてIASBスタッフと参加企業が緊密に作業を行い、費用がかなりかかるため、余り行われない。

3. 費用対効果分析等

IASB は基準の費用対効果分析に重点を置いている。新基準を採用するコストには、新規定の理解、情報の収集・処理・監査、新基準の理解・分析・利用に関連するものが含まれる。新基準の効用は、経済的意思決定を行う際の有用な情報の提供である。IASB による費用対効果分析の最近の例は、法人所得税に関する短期統合化プロジェクトにおける2006年2月の

検討である。

又、説明責任については、IASB は定款で定められている協議過程のうち必須ではないステップを省略する場合には、理由を説明するという「準拠又は説明」アプローチを適用している。

【SAC メンバーのコメント】

- アジェンダ・ペーパーでは議題設定における利用者のニーズが議論されているが、IASB が利用者とは適切な協議を行った証拠はない。総じて IASB ボードメンバーの個人的な認識によって決められている。例えば、企業結合プロジェクトの公開草案は拒絶されており、プロジェクトの遅れを余儀なくされている。適切な再協議によってこのような事態は回避され、時間も節約され、重要な問題に焦点が当てられることになる。(EC 代表)
- EC 代表のコメントに対して Tweedie IASB 議長は次のように回答した。
企業結合の公開草案は、企業結合に関して、米国会計基準と IFRS との間には主要な差異が生じているという当初の決議に基づくものである。多くの欧州企業等が米国会計基準ののれんの処理(非償却)、持分プーリング法の廃止を採用するように緊急に求めたため、第１段階でのプロジェクトを加速した。第２段階においても主要な差異は残っており、懸念される分野は、少数株主持分の測定、段階取得、少数株主持分の区分を資本の部にしたことによる経済的単一体説への移行、米国における部分時価法、のれんの少数株主持分に帰属する部分の公正価値評価(全部のれん方式)である。企業結合の提案は、２段階で行うという当初の決議の延長であり、IFRS と米国会計基準の主要な差異を削除するというものである。
- さらに EC 代表のコメントに対して、IASB ボードメンバーは、「審議前における議題決議段階での協議によって、ボードは審議結果を認識すべきであるという EC の提案は混乱させるものである。デュー・プロセスの深刻な侵害に対しては拒絶する。」と反論した。
- 新しい SAC の役割は、幅広い戦略的なアドバイスを行うことであり、この観点からアジェンダ設定への関与は非常に重要である。真に戦略的なアドバイスを行うためには、アドバイスの対象をアジェンダの追加項目に限定するのではなく、既存のアジェンダの再検討を含めた全体のアジェンダの優先順位について検討すべきである。(式部審議官)
- 提案されている６つの stage を通じて基準設定の厳格なデュー・プロセスが確保されることに対しては、心から賛同する。ただしこれらの stage のなかで最も重要なのは、いうまでもなく第１stage だと思われる。「議題の選定」に関連してアジェンダ・ペーパーに書かれていることはいずれも重要なことだが、IASB において現在すでに進められているプロジェクト、特にフェーズ２の中には、アジェンダ・ペーパーの２ページにある「緊急性」と「普遍性」要件に照らして疑問を感じざるを得ないものが多く含まれている。旧 IASB 時代と 2001 年からの IASB において長い年月をかけた議論の末に開発され、現に十分に機能している基準を、一部に不都合な点があるからといって、根本的な考え方にまで遡って完全に造り変えようとしていることに

対して、非常に疑問を感じる。特に、現在進められているプロジェクトにおけるフェーズ２の議論はいずれも厄介な問題であり、基準開発の根本的なフレームワークにかかわっている。しかも、ボードの考え方と市場関係者の考え方の間にはかなりの隔たりがあることは、業績報告プロジェクトの進捗具合を見れば歴然としている。ボードは、2005 年に向けて開発された IFRS をすぐにまた全面的に改定する作業に資源を配分するより、現行の IFRS の安定的で厳格な enforcement を遂行するために現在 IFRIC が担っているような適用指針の開発を自ら担うためにこそ、その資源を振り向けたほうがよい。(辻山 SAC 委員)

II. IASB の作業計画と統合化

1. 中国

中国財政部の王軍部長助理から、2006 年 2 月 15 日に中国会計基準は IFRS と統合化したことが説明された。さらに、会計基準設定における中国の経験が会計基準の諮問メカニズムにおいて重要であること、IASB は会計基準の統合化において、地域、経済状態、背景の異なる国の実務慣習に注意を払うべきこと、会計基準設定過程においては原則として主要な差異を統合化することに注意を払い、重要ではない差異については適用指針に反映させることが提案された。

2. 日本

山田 IASB 理事から、ASBJ と IASB が 2005 年 3 月にコンバージェンス・プロジェクトを開始し、2 度の会議を経て、第 1 フェーズがほぼ完了する状況となっており、第 3 回の会議(2006 年 3 月 1 日及び 2 日開催)においては、日本基準と IFRS とのコンバージェンスを今後どのように進めるかについて話し合いが行われることが説明された¹。

【SAC メンバーのコメント】

山田 IASB 理事の説明の後、日本からは以下の意見が述べられた。

- 何度もこの会議で強調しているように、日本は世界第 2 位の資本市場を擁しており、非常に高品質な会計基準をすでに持ち、順調に機能させている。しかし世界の会計基準のコンバージェンスが達成されていくことは非常に歓迎すべきことであり、ASBJ も IASB とのコンバージェンス・プロジェクトをより一層加速させて、世界の潮流に遅れないよう努力を重ねることで意見が一致している。ただし、我々はコンバージェンスそのものを目的としているわけではない。市場が納得するより良い基準へのコンバージェンスでなければ意味がないと考えている。会計基準のコンバージェンスの必要性に対する世界の意見は一致しているのだから、これからは、コンバージェンスに関する意思確認だけではなく、基準の中身に関する議論が益々重要になってくると思う。(辻山 SAC 委員)

¹ 2006 年 3 月 2 日に ASBJ と IASB は共同プロジェクトの今後の進め方として、統合化の加速を図るため、着手しやすいものから逐次テーマとして取り上げていく「フェーズド・アプローチ」から、差異のあるすべての会計基準について広く今後の取組みを明示する「全体像アプローチ」に移行することで合意した。

３．カナダ

SEC 登録企業であるカナダの公開企業は、カナダ会計基準の代わりに、米国会計基準を用いることが既に認められている。

O'Malley IASB 理事から、2006 年 1 月の会議で、カナダ会計基準審議会(AcSB)が、2005 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「戦略計画案」²に対するコメントを検討した結果、公開企業は IFRS を適用し、カナダ会計基準は公開企業の財務報告の基礎としては廃止される結論となったことが説明された。2006 年 6 月末までに包括的計画が完成された後、2011 年からの適用が開始される。

４．中南米

Engstrom IASB 理事から、メキシコでは IFRS を採用する(adopt)のではなく、IFRS に適応する(adapt)こと、チリでは今後 3 年間の IFRS の採用が推奨されていることが説明された。さらに、アルゼンチンの状況については、SAC メンバーの Estruga 氏から、4 年前に IFRS を採用するのではなく IFRS に適応するための過程を開始し、2005 年末に国内における 1 つのセットの会計基準に統合する過程を完了することで IFRS に適応させており、公開企業については、IFRS を採用するための過程が開始されていることが説明された。なお、インフレーション会計基準に関する研究を行っており、3 月にペーパーができる予定であることも報告された。

５．米国

Tweedie IASB 議長から、IASB と FASB との統合化について説明が行われた。なお、SAC 会議の開催された当日(2006 年 2 月 27 日)に、両審議会は、世界の資本市場で用いられる高品質で共通の会計基準を開発する目的を再確認した MOU (Memorandum of Understanding) を公表している。MOU は、IFRS を用いて米国 SEC に登録している米国以外の企業について差異調整表の廃止のための「ロードマップ」³と、CESR が会計基準を改善する分野を識別するために着手した作業を反映している。

(1)短期統合化項目

欧州委員会(EC)と米国証券取引委員会(SEC)との議論の後、FASB と IASB は、2008 年までの統合化計画の目標に向けた作業を行うことで合意している。

2008 年までの目標は、次の分野における主要な差異を短期プロジェクトで削除するという結論に到達している。

IASB が検討すべき事項は、①借入費用②減損(FASB と共同)③法人所得税(FASB と共同)④政府補助金⑤ジョイント・ベンチャー⑥セグメント報告である。FASB が検討すべき事項は、①公正価値オプション(2005 年 7 月に議題となっている)②減損(IASB と共同)③法人所得税(IASB と共同)④投資不動産(公正価値オプションプロジェクトの一部として検討す

² カナダ会計基準審議会(AcSB)の進む方向性を尋ねており、その提案によると、公開企業の財務報告基礎としてカナダ会計基準を廃止して、公開企業は IFRS と米国会計基準のいずれかの適用が可能とされており、また私的企業と非営利企業は別の取り扱いとされている。

³ 2006 年 4 月に欧州委員会(EC)と米国証券取引委員会(SEC)が IFRS と米国会計基準との統合化を推奨する声明とともに、2008 年までに差異調整表を廃止することを目標としたロードマップを示している。

報告事項（１）

る)⑤研究開発費⑥後発事象である。

(2)その他の共同プロジェクト

両審議会は、多くの共同プロジェクトを 2008 年までに完了することは実行可能ではないことに留意しており、既に議題となっているか又は研究中の 11 の統合化項目について 2008 年までの目標を以下のように設定した。これらの項目の検討は、両審議会による継続中の概念フレームワークの作業に合わせて行われる。

既に議題となっている項目			
統合化項目	FASB の現状	IASB の現状	2008 年までに達成が予想される進捗状況
企業結合	議題－審議進行中	議題－審議進行中	統合化された基準を公表するため(2007 年の予定)、公開草案に対するコメントを十分に検討した後、内容及び発効日を決定する。
連結	議題－現在は休止状態	議題－公表物はない	高い優先度のある項目として、統合化された基準の完成を目指して作業に着手する。
公正価値測定の指針	2006 年前半で基準を完成	議題－審議進行中	既存の公正価値規定の適用において首尾一貫性を提供することを目的とした統合化された指針を公表する。
負債と資本の区分	議題－公表物はない	議題(FASB の主導に従う)	提案する基準に関する複数のデュー・プロセス書類を公表する。
業績報告	議題－公表物はない	第 1 フェーズの公開草案	当該プロジェクトのすべての項目に関する複数のデュー・プロセス書類を公表する。
退職後給付(年金含む)	議題－複数フェーズを伴うプロジェクトの第 1 フェーズに関して審議中	議題となっていない	提案する基準に関する複数のデュー・プロセス書類を公表する。
収益認識	議題－公表物はない	議題－公表物はない	提案する包括的基準に関する複数のデュー・プロセス書類を公表する。

報告事項（１）

既に研究中であるが議題となっていない項目			
統合化項目	FASB の現状	IASB の現状	2008 年までに達成が予想される進捗状況
認識の中止	現在議題とするための事前研究中	リサーチの議題	スタッフのリサーチ結果に関するデュー・プロセス書類を公表する。
金融商品(現行基準と置き換わる)	リサーチ議題であり、ワーキンググループを設立	リサーチ議題であり、ワーキンググループを設立	金融商品の会計基準に関する複数のデュー・プロセス書類の公表。
無形資産	議題となっていない	リサーチ議題（ある国の会計基準設定主体が主導）	IASB のリサーチの結果の検討及び潜在的議題としての範囲と時期に関する決定。
リース	事前研究中	リサーチ議題（ある国の会計基準設定主体が主導）	潜在的議題としての範囲と時期に関する検討及び決定。

【議論の内容】

基準の統合化が IFRS の適用(adoption)と適応(adaptation)のいずれを意味するかが問題とされ、「統合化の意味によっては IFRS が毀損する可能性がある。」との SAC メンバー(英会計士)の指摘に対し、Tweedie IASB 議長は、例えばメキシコのように IFRS に適応した基準は、国際会計基準ではないと述べた。

【SAC メンバーのコメント】

- コンバージェンスは、我々の目指す目標であり、単一段階で達成することのできないものであり、全く同一となることではない。コンバージェンスは IASB と各国会計基準設定主体との双方向の対話を必要とし、経済状態の変化によって、ある時点で達成することができる。(中国)

中国の発言を受けて、Tweedie IASB 議長は、中国が主要な原則を IFRS と統合し、適用指針が基準を補足すること、未解決の分野が関連当事者取引であることを説明した。

- 財務報告において、財務諸表が IFRS に準拠しているという場合の IFRS は何を意味するのか。IFRS プラスなのか、IFRS マイナスなのか明瞭でないため、統合化した後の次の段階がさらに難しい。各地域での状況は十分理解できるが、各国で規則の補足、基準の補足、適用指針の補足が作成される場合、それは IFRS ではないと考える。(イスラエル会計士)
- EC は IASB と FASB との MOU を歓迎する。しかし、企業結合を活動中の議題にすることについては、いまだに認識が欠けていると考える。なぜならば、企業結合に対するニーズが正当化されていないからである。(EC 代表)

- 基準の統合化について多様に計画されているが、昨年 11 月の SAC 会議ですべての金融商品を公正価値で測定することを検討すると説明されたにもかかわらず、今回のアジェンダ・ペーパーでは、全面公正価値会計については言及されていない。（豪州作成者）

III. 企業結合フェーズ2

IASB 及び FASB は、企業結合フェーズ2プロジェクトとして、「企業結合」公開草案、「連結財務諸表(子会社における非支配持分の会計処理及び報告を含む)」公開草案(FASB)及び IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」修正案(IASB)を公表した。コメント期限は 2005 年 10 月 28 日に終了し、「企業結合」公開草案について 282 通、FASB の「連結財務諸表」公開草案について 49 通、IASB の IAS 第 27 号修正案について 95 通のコメント・レターが寄せられた。その後、両審議会は、ノーウォークとロンドンで 5 回の円卓会議を開催し、コメント回答者のうち約 50 名が参加した。両審議会による再審議は約 1 年を予定しており、2007 年の前半までは企業結合及び非支配持分の最終基準を公表する予定はない。

【アジェンダ・ペーパーの内容】

1. 親会社説 vs. 経済的単一体説

多くのコメント回答者が、経済的単一体説よりも親会社説を好むという理由で、企業結合フェーズ2を批判している。しかし、回答者が2つの説をどのように説明するのか、一方の説を採用することにどのような意味があるかについての共通の見解は明確ではない。親会社説を好むという理由で全部のれんの認識を否定するコメント回答者がいたが、スタッフの見解では、全部のれんを認識するとしても経済的単一体説を採用することにはならず、親会社説においても可能であるとされる。

経済的単一体説に関する懸念が特に強い個所は、親会社持分と非支配持分との取引に関連している。IAS 第 27 号は、非支配持分を連結グループの資本持分の一部であると定義付けて、資本の部的一部分として表示することを求めている。この区分と整合させて、支配持分と非支配持分との取引は、持分保有者間の交換として会計処理される。例えば、親会社の子会社の支配を喪失しないことを条件として、親会社による子会社株式の処分に關する利得又は損失は認識されない。

質問1(赤グループ)

- (a) 親会社説と経済的単一体説をどのように定義付けするか。
- (b) 一方の説を採用することと、支配持分から非支配持分への株式の異動に関連してどのような意味があるか。
- (c) 親会社株主の情報ニーズは、持分変動計算書における開示を通じた当該取引との関連で満たされると考えるか。

2. 全部のれん及び見積りの不確実性

企業結合フェーズ2の提案の基礎となる基本原則は、被取得企業の資産及び負債のすべてが支配獲得日に全面公正価値で認識されなければならないというものである。当該原則と

整合的に、すべてののれんが支配獲得日に認識される。本提案は、取得企業が取得日に全体としての被取得企業の公正価値を測定することを求めている。のれんは、全体としての被取得企業の公正価値と被取得企業の識別可能な資産及び負債の公正価値との差額として測定される。

のれんの測定の基礎として用いるために、十分な信頼性をもって、全体としての被取得企業の公正価値を測定することが困難であると考えコメント回答者がおり、総じて、原価累積モデルを好んでいる。

本提案は、全体としての被取得企業の公正価値を測定する規定によって、部分のれん法で認識されるよりも目的適合的な情報になるという考えを反映している。

質問2(黄グループ)

- (a) 全体としての子会社の公正価値に関する情報はどれだけ重要であるか。
- (b) 被取得企業の公正価値は、取得したのれんの全額の測定に用いるために、十分な信頼性をもって見積ることができるか。また、被取得企業を測定する際に、見積りの不確実性に関する情報を開示する規定が役に立つと考えるか。

3. 資産取得、取得コスト及び整合性

企業結合で交換される資産及び負債の当初認識時に測定される方法と企業結合以外で交換される場合の測定方法との間に潜在的な不整合があることから、当該提案を批判しているコメント回答者がいる。例えば、IAS 第 16 号「有形固定資産」は、有形固定資産を取得関連コストを含めた原価で当初認識時に測定することを求めている。一方、企業結合フェーズ 2 の提案の結果、企業結合の一部として取得される有形固定資産は、当初認識時点に公正価値で測定され、取得関連コストは除外される。棚卸資産、農業用資産、投資不動産、発行済証券に関連して、企業結合における当初測定と企業結合以外の当初測定との間に同様の相違がある。

企業結合フェーズ 2 の提案の当初測定原則には同意するが、取得コストの会計処理はより広範な検討を行うべきであるとも指摘されている。IASB は、既存の基準における原則よりもすぐれていると考える新しいプロジェクトの原則を決定する場合、すべての該当する基準を修正し、IFRS 間の不整合を削除すべきか、あるいは不整合は後にして、同時に 1 つの論点又は 1 つの基準を取り扱うべきか。

質問3(青グループ)

- (a) 資産及び負債が企業結合の一部として取得される場合と、独立して又は資産グループとして取得される場合との測定方法の整合性は、どれだけ重要か。
- (b) 両審議会が、企業結合の一部である資産及び負債の会計処理と企業結合以外の会計処理との整合性を、本プロジェクトの現在のフェーズにおいて確保することを望むか。又は、両審議会が不整合は後にして、同時に 1 つの論点又は基準を取り扱うことを望むか。

【議論の内容】

IASB スタッフからのプレゼンテーションの後、SAC メンバー(IASB ボードメンバーも含

報告事項（１）

む)は、赤・黄・青の３つのグループに分けられ、各グループで議論が行われ、議長から指名された各グループのリーダーが議論の結果を全体に報告するという形式でブレイクアウト・セッションが行われた。

(1)赤グループからの報告

親会社説と経済的単一体説の議論が行われた。このグループの参加者はこの問題に関する専門家ではないこと、アジェンダ・ペーパーが明確でないことから困惑したとされた。全部のれん方式、段階取得の問題は別にして議論したところ、明確な回答を出すことができなかったことが報告された。

(2)黄グループからの報告

全部のれん方式について議論が行われた。のれんを除いた物的資産については、企業結合は公正価値で測定することは同意された。このグループの大多数の SAC メンバー(1 名を除く)は、主として支配プレミアムを算定することが困難であるという理由で全部のれん方式に反対しており、IASB メンバーからのれんとその他の資産との取り扱いが整合しないと反論されたものの、現行の IFRS 第 3 号(購入のれん方式)を支持していることが報告された。SAC メンバー(米アナリスト)からは、既存の普通株主の観点から全部のれん方式を支持しており、公開草案の提案によって利用者に有用な情報が提供されるとの意見が述べられた。また、のれんの減損テストの際、のれんの 75%のみが計上されている場合に、100%のキャッシュフローによってのれんをどのように減損するのか、このグループに参加した IASB メンバーから購入のれん方式に対する疑問が呈されたことも報告された。

(3)青グループからの報告

取得関連コストを取得原価に含めるか否かについて、企業結合と企業結合以外で整合的 (consistent)に取り扱われるべきか否かが議論された。取得関連コストの会計処理に関する基準間での整合性が必要であるとされ、このグループの大多数の SAC メンバーは、取得関連コストを取得原価に含めれば恣意性を排除できる等の理由によって、現行の規定を保持することに賛成したことが報告された。

(4)全体での議論

各グループからの報告の後、SAC メンバーから、「SAC メンバーは、企業結合の提案の重要な懸念がどこにあるのかを理解する必要がある、コメント分析は経済界の考えを概観する上で役立つものと考えるが、今回のスタッフによるプレゼンテーションでは、コメントレター数の分析のみが報告され、やや期待はずれであった。」(独会計士)、「SAC メンバーとして議論する上で、親会社説と経済的単一体説に関するボードの立場を知ることは重要である。ボードではどのようにして合意が得られたのか。」(インド作成者)との意見が述べられた。これに対して、IASB ボードメンバーからは、「ボードが親会社説と経済的単一体説に関して議論するには、親会社説が何を意味するのかをよく理解したいと考えている。古い親会社説では、資産と負債の親会社持分だけを反映させて少数株主持分を認識しないため問題があった。一方、新しい親会社説は実務の集約であるように思われるが、それは

同じものではない。コメントレーターはすべて同じ親会社説を支持しているわけではない。」「企業結合フェーズ２における全部のれん方式には反対しており、のれんは資産ではなく、残存額である。」との意見が述べられた。

【SAC メンバーのコメント】

(質問２ 全部のれん方式に関するコメント)

- 現行の米国基準のアプローチでは、資産は支配獲得日における取得原価と公正価値のいずれも表わさない金額で計上されているため、利用者に有用な情報を提供しない。私は IASB の公開草案で提案されているアプローチを支持しており、のれんを 100% 計上し、少数株主持分を公正価値で計上することによって、利用者が分析するために有用な情報が提供され则认为。取得企業の既存の普通株主の観点から企業結合取引を見ることが重要であり、取得に対してコミットされた投下資本を評価する。投下資本は貸借対照表上の現金、新規債務の発行、被取得企業からの債務の引受が源泉となっており、少数株主持分も公正価値とすべきである。それによって、正しい資産収益率、投資収益率、資本収益率を得ることができる。(米アナリスト)
- 会計情報の目的は、投資家が企業価値を推定するための情報を提供することであり、企業の経営者が自己創設のれんを含んだ企業価値に関する市場の評価結果を開示することではない。私は、取得企業が被取得企業の持分証券の 100% 未満を取得する企業結合において、全部のれんを認識することは、取得企業が拠出していない非支配持分に属する自己創設のれんを計上することであり、以前から基本的に反対である旨を述べている。したがって、購入のれん方式において、親会社に帰属するのれんを計上する現行の会計慣行を支持する。被取得企業の 100% 未満の持分証券を取得する場合、被取得企業の全体の公正価値を、信頼性をもって測定することは実行可能ではないと考える。具体的には、過払いとのれんの支配プレミアムの区別ができない可能性がある。(八木 SAC 委員)
- のれんは一般的に企業に対する持分の購入から期待される将来便益への支払プレミアムを表す。のれんは残存額であるため、他の資産のように測定されない。非支配持分に帰属するのれんを推定された公正価値に基づいて認識することは、必ずしも企業全体としての真実の価値を表すことにはならない。企業は企業に対する支配持分を獲得するためにプレミアムを支払うかもしれない。このプレミアムは、一般的に非支配持分には当てはまらず、被取得企業の全体としての公正価値を算定するために支配持分に支払われた価格を推定することは、被取得企業に対する非支配持分にプレミアムを配分することになる。これは非支配持分に帰属する金額と同様に全体としての企業の価値に関する情報を誤って伝達する結果となる。会計処理は、想像した金額ではなく、企業の支払った取得価格に基づくべきであると考える。また、公正価値の見積りを正当化するのは困難であるとする。(スイス作成者)

(質問３ 企業結合と企業結合以外との整合性に関するコメント)

- consistency という用語は、多義的である。基準間の整合性という意味で使われているのだとしたら、一般論としては、consistent に扱われるべきだということには賛

成する。しかし、どのような扱いが consistent といえるのかという点については、慎重に考える必要がある。同じ扱いが即 consistent な扱いになるとは限らないからである。consistent な扱いになるのか否かは、より上位の概念に遡って判断する必要がある。（辻山 SAC 委員）

IV. 概念フレームワーク

1. Jim Leisenring 氏(IASB ボードメンバー)によるプレゼンテーション

IASB と FASB の概念フレームワークにおける基本的な結論は、資産が概念上最重要であり、その次が負債であるというものである。私がこれを貸借対照表アプローチであると言ったことがないのは、自明の理であると考えからである。概念上優先されるのは、資産・負債という現実のもの(real thing)である。損益計算書アプローチがあり得るのかという質問に対する明確な回答は「NO」である。資産・負債を参照せずに収益・費用・利得・損失を定義付けない限り、損益計算書アプローチなどあり得ない。資産・負債を参照せずに収益・費用・利得・損失を定義付けることができた者は誰もいない。純資産の変動により純利益を測定することは、困難な会計上の問題を解決するためのアンカーを提供する。原則主義による基準に関する SEC の研究によると、損益計算書アプローチは不適切であり、FASB は貸借対照表アプローチを維持すべきとされている。また、認識に関しては、両審議会は、両者の相違(蓋然性規準と目的適合性規準)をなくし、認識の中止のような問題を解決する基礎を提供する必要がある。

【議論の内容】

辻山 SAC 委員から、「収益・費用が配分の結果であるという見解には同意するが、同時に資産・負債の変動は評価の結果である。資産・負債の定義が収益・費用の認識の十分条件になり得るのだろうか。概念フレームワークの機能とは一体なんだろうか。定義と認識・測定の規準は全く別に決まるというなら、定義は認識・測定の必要条件を示しているに過ぎないのではないか。それなのに、定義に即して認識・測定が決まるという主張があとから現れる懸念がある。」と発言があったのに対して、Leisenring 氏は、「今回のプレゼンテーションは、測定の問題ではなく構成要素に焦点を当てている。資産の変動が利益かどうかは subset の問題であると考え。また、概念フレームワークの機能の第 1 段階は構成要素であり、順番に測定、開示が議論される。」と説明した。

また他の SAC メンバー(仏 AMF(金融市場機構))から、「フレームワークにおいて資産が最重要でその次が負債であるという点に関して困惑しており、なぜ資産と負債との間に違いがあるのか理解できない。」と発言があったのに対して、Leisenring 氏は、「負債は収益・費用を作り出すが、負債は、資産の流出という観点から定義されているため、資産が最重要とされる。」と説明した。

2. 概念フレームワークプロジェクトの概要

IASB と FASB の共同プロジェクトの目的は、完全で内的に首尾一貫した共通の概念フレームワークを開発することである。

両審議会は、8 フェーズで共同プロジェクトを実施する計画である。プロジェクトでは、

報告事項（１）

①既存のフレームワークの改善・統合のために、当初のフレームワークにおける脱漏と同様に、環境の変化に焦点を当てられ、②新規基準又は改訂基準についての多くのプロジェクトに影響を及ぼす横断的論点の議論を優先させるため、プロジェクトの複数フェーズの作業が同時に実施され、③最初にプライベート・セクターの営利企業に適用される概念を検討した後にプライベート・セクターの非営利企業に対する概念の適用を検討することになる。以下の A から G までのフェーズは、両審議会のフレームワークの主要な特徴に関する計画、研究、当初議論を含んでおり、暫定合意に関するコメントを求める当初の文書となる。8 番目のフェーズによって、フェーズ F、G、H とともに、全体の収斂されたフレームワークのための公開草案となる。各フェーズの現在の進捗状況は以下のとおりである。

プロジェクトのフェーズ、状況、時期			次の文書	
フェーズ	項目	現在の状況	2006 年	2007 年以後
A	目的及び質的特性	審議会で審議	Q 2	
B	構成要素、認識及び測定属性	審議会で審議		2007 年 Q1-2 (予定)
C	当初測定及び事後測定	計画及びスタッフの研究		議論予定
D	報告企業	審議会で審議		2007 年 Q1-2 (予定)
E	表示及び開示(財務報告の境界線を含む)	他者による研究が進行中		議論予定
F	フレームワークの目的及びヒエラルキーにおける状況	—		議論予定
G	非営利セクターへの適用	—		議論予定
H	全体のフレームワーク	—		議論予定

2. 資産の定義(アジェンダ・ペーパーの内容)

IASB と FASB は、概念フレームワークのフェーズ B の議論を開始しており、資産の定義を議論することによって、財務諸表の構成要素、認識、測定属性を検討している。資産の定義を満たすものに関する結論は、必ずしも定義された資産が財務諸表上認識されることを意味しない。

(1)資産の定義－現在の提案

両審議会は、2006 年 2 月に作業中の資産の定義⁴を議論している。

企業の資産とは、
 (a) 企業に保有される現金；
 (b) 現金に対する企業の現在の権利；又は

⁴資産の定義は、現在の IASB のフレームワークによると、「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」とされる。また、FASB 概念基準書第 6 号によると、「過去の取引又は事象の結果として、ある特定の企業により獲得又は支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」とされている。

- (c) 企業に対する経済的便益を、直接的に又は間接的に生み出す能力がある資源に対する、企業の現在の権利又は他の現在の特権である。

(2)企業の

両審議会は、企業に関する利用者の意思決定に目的適合的であるものに最も直接的に焦点を当てるために、「企業の」資産と「企業に対する」経済的便益を生み出す能力に言及することを提案している。資源は、「企業に対する」経済的便益を生み出す能力であるという規定がなければ、資産には、企業が権利又はその他のアクセスを有するが、(例えば、企業が他者の代理人として行動する場合)どこか他に行く経済的資源を生み出すものを含む可能性がある。

(3)権利

権利は、法律における強制的な権利、すなわち契約上の権利、約束手続における権利のことをいう。両審議会は、アクセス権が、多くの金融商品や流動化取引において、個人間で分割、配分される一方、「権利」は、もっと役に立つ概念であると考えている。リース契約は、賃借人に資産を保有し使用する権利を与える一方、賃貸人に賃貸料と残存価額を受け取る権利を与えることによって、リース資産に表われる将来の経済的便益を分離している。

企業は、資源から生じる将来のキャッシュフローに対して法律上の権利を持ち得るが、資源自体を所有又は支配していないため、リースの例では、権利は支配よりもうまく作用するように見える。一方が他方の行動を支配できない場合も、権利はうまく作用するように見えるが、更新権の場合のように、他方が特定の行動を取る場合、便益に対する権利が存在する。多くの場合、支配は権利を作り出すかもしれない。例えば、所有を通じて資産を支配する個人は、ある期間の後、当該資産に対する権利を取得するかもしれない。しかし、支配が権利の決定において役割を持つとしても、企業が権利又はその他の特権を有する場合、支配は不要のように見える。

(4)その他の特権

資産とは、企業が他者の持たない何らかの権利又は有利性、すなわち「特権」を有するものである。

企業に権利又は有利性を与えないものは資産の要件を満たさず、有利性又は権利を作り出すものは定義に当てはまるということを確認にする概念を捉えるようにスタッフは推奨している。「特権」の定義は、その一部として権利を規定することが注目に値する。「権利」が独立に記載されているため、両審議会は「その他の特権」にも言及することを提案している。

スタッフは、「支配」ではなく、「制限」に言及することを提案している。両者は同義語とされるが、支配は一方的な能力だけを意味する場合があるため、一方的な能力だけではなく、共有された能力も考慮に入れようとしている。例えば、企業は、他者が発明を使用する状況又は期間を特定することによって、他者の資源へのアクセスを制限することができるかもしれないが、アクセスに法律上の権利がある場合、資源へのアクセスを一方的に制

限できないかもしれない。企業がアクセスを制限できる事実は、資産を作り出すように見える。一方的な支配は不要なようである。

制限が支配よりもうまく作用する他の例は、どの企業もあるレシピに排他的なアクセス(又は支配)を持たない時に、企業が他者とそのレシピを共有する場合である。いかなる企業も支配を持たなくとも、レシピの使用に制限がある場合、資産が存在するように見える。特権の定義は、「個人又は個人の団体」が享受する特権に言及している点を意図している。第三者が、資源に対するアクセスを持つ前に、企業から許可を得なければならない場合、特権を生み出す制限があるように見える。

(5)現在の権利又は特権

「権利又はその他の特権」に言及しても、それがいつ生じるのかは明白ではない。現在存在していないが、将来に生じる予定か、期限切れの権利又はその他の特権を資産として認識する可能性がある。したがって、権利又はその他の特権は貸借対照表日に存在していなければならないと規定することが提案されている。現在の権利又は特権が現存していない場合、将来及び過去の取引又はその他の事象が資産を生み出さないことを明確にすることが予定されている。

現在の資産の定義の多くは、「過去の事象」の必要性に言及しており、将来を排除している。しかし、「現在の権利又はその他の特権」を表現するように資産を定義する場合、過去の取引又は事象がなければならないとすることを規定する必要はないように見える。このような権利又はその他の特権は、現在存在していなければならない。したがって、権利又はその他の特権は、将来まで生じないものではあり得ない。来年に取得する設備は、設備に対する現在の権利を生み出さない。しかし、確約の場合、有利なキャッシュフローを生み出す能力によって何らかの価値を生み出すため、設備ではなく、有利な契約を表現する資産があるかもしれない。両審議会は、資産の定義に過去の取引又は事象を含める必要はないと考えている。

(6)経済的便益を生み出す能力

将来の経済的便益はIASB及びFASBの資産の定義において特徴付けられている。

財務報告の目的に基づくと、経済的資源に関する財務情報は、企業が有利なキャッシュフローを生み出す能力に関する情報を財務諸表利用者に提供する。次に、財務諸表で報告されるべきものは、有利なキャッシュフローを生み出す能力があるということになる。既存の資産の定義における将来の経済的便益への言及は、当該目的へ関連付ける間接的な方法である。

営利企業にとって、経済的便益は、有利なキャッシュフローと同等である。営利企業にとって、「経済的便益を生み出す能力」は、「キャッシュ・インフローを生み出す能力」と同じである。

経済的便益は、直接的、間接的のいずれでもあるかもしれない。例えば、有料道路の営業者は、有料道路を移動する権利と交換に、料金の形式で現金を直接受け取る。他の場合、経済的便益は間接的である。例えば、秘密の製法に対して制限されたアクセスから生じる経済的便益は、企業がその製法を用いることによってのみ生じる。同様に、保証から生じ

る経済的便益は、追加的なキャッシュ・インフローではなく、資産を交換する現金アウトフローのリスクの減少である。保証から生じる経済的便益は、キャッシュ・インフローの実際の受取ではなく、キャッシュ・インフローを受け取らないリスクの減少である。「直接的又は間接的」という用語を追加することによって、資産の定義にこの点を示唆するように提案されている。

経済的便益を生み出す能力は、潜在的能力であり、経済的便益を生み出す確実な能力、可能性の高い能力、既存の能力である必要はなく、可能性がゼロでないものは潜在的能力を作り出す。経済的便益を生み出す能力は、資産の定義のこの部分を十分に満たし、経済的便益を生み出す能力の可能性を評価する必要はない。

(7)現金及び受取債権

営利企業にとって、現金は究極的な経済的便益である。現金が資産の定義を満たすかどうかに関する曖昧さを前提とすると、企業の保有する現金が企業の資産であることを定義に明確に記載することが提案されている。受取債権、前渡金、その他の項目は、現金又は財貨・サービスの形式で資源を受け取る契約上の権利を表現しており、いずれも企業に対する経済的便益を生み出す能力があるため、両審議会は、企業の資産が「現金に対する企業の現在の権利」であることを明確にすることを提案している。

(8)議論のための質問

- 質問 1. 「現在の権利又はその他の現在の特権」は、「支配」よりもうまく作用するか。
- 質問 2. 資産の定義において、経済的便益の蓋然性に言及することは不必要であることに同意するか。
- 質問 3. 「現在の」権利及びその他の特権の必要性に焦点を当てる場合、過去の事象の必要性を明確にすることは不必要であることに同意するか。
- 質問 4. 提案されている作業中の定義は、既存の定義よりも改善しているか(より明確、より適切に権利項目を捉えている)。
- 質問 5. 提案されている作業中の定義は、資産の定義に含むべきと考えるような項目を含んでいるか、又は資産の定義に含むべきと考えるような項目を除いているか。

【議論の内容】

資産の定義に関する質問についてブレイクアウト・セッションが行われた。

(1)黄グループからの報告

質問 1 については、新しい概念である「特権」が何を意味するのか、「特権」と「権利」に相違があるのか、「特権」から経済的便益を得られるのかについて議論された。「支配」の概念の方が扱い易く、慣れ親しんでいるため、「特権」によって良い説明を行えるとは考えられないとの意見が述べられた。質問 2 に対する回答は「NO」であり、資産の定義には、経済的便益の蓋然性の概念を含めるべきであるとされた。「蓋然性(probability)」と「可能性(capability)」とが議論され、土地だけを保有している場合を例に挙げて、probable よりも capable の方がより広い概念であり、注意が必要であるとの意見が述べられた。質問 3 については、「過去の事象」の概念は冗長であるが、この概念を削除する場合には混

報告事項（１）

乱を避けるよう注意が必要であるとされた。質問４については、「特権」という用語を用いることが改善にはならないこと、質問５については結論を出すのが難しいということが報告された。

黄グループの報告者(仏作成者)の発言に関して、このグループの議論に参加していた IASB ボードメンバーから、「このグループの質問 2 への回答は「YES」であり、現在の権利及び特権が求められることを前提として、probable を含める必要がない。」との意見が述べられた。また、このグループに参加していた IASB スタッフも、「結論は capable という用語が好ましいことである。」と述べた。

(2)青グループからの報告

質問１については、「現在の権利」、「特権」の意味が捉えにくく、使用するには曖昧であり、「特権」については厳しくする必要があるとされた。例えば、きれいな水や空気に対する権利についてはどのように排除するかが問題とされた。また、資源は資産であり、資源は有用な用語であること、支配については見解が分かれたことが報告された。質問２については「YES」、質問３については、過去の事象の概念は冗長であるとされ、質問４については限定的「YES」であり、特権については厳しくする必要があるとされた。質問５については、自己創設のれんについて議論されたことが報告された。

(3)赤グループからの報告

質問１については、大多数が新しい定義には満足しているが、「特権」は広い概念であり、将来の売上を含むかもしれないことを懸念し、定義を厳格にする必要があると考える者もいた。質問２については、多数が蓋然性の概念が不要であることに同意した。質問３については、「過去の事象」の概念は冗長であるため、この概念を削除することは総じて同意されたものの、将来の売上に対する特権は、「過去の事象」がなければ排除されないため、広い範囲の資産を持つというリスクがあることが懸念された。また、自己創設のれんは「過去の事象」を特定しないかもしれないが、資産の特徴を有していることから、「過去の事象」が必要であるという意見もあった。質問４と５について、資産は誰かに対して価値を引き渡すことを要すると考えると、提案されている資産の定義は、外部の利用者ではなく内部の利用者に焦点を当てているようであり、定義に含めるべき点が欠けているという意見が紹介された。その他、資源を資産の定義に含めるとのれんを除外することになること、将来の売上に対する特権は資産ではないという意見も紹介された。さらに、このグループの多数が今回の資産の定義にのれんが含まれると考えていることが報告された。

(4)全体での議論

各グループからの報告の後、SAC メンバー(独会計士)から「提案されている資産の定義において、のれんを捉えるには問題がある。のれんは現在の権利や資源なのか疑問である。」と発言されたのに対して、IASB ボードメンバーは「100 百万で子会社を買う場合、識別可能資産が 90 百万であればのれんは 10 百万で計上され、子会社は 100 百万で計上される。」と回答した。「のれんを独立した資産としては言及せずに子会社との関連で説明したことは興味深い。」との SAC メンバーの発言に対して、IASB ボードメンバーは「IASB

報告事項（１）

基準書 141 号と 142 号の議論では、のれんが明確に資産の定義を満たすとされている。」と説明した。

【SAC メンバーのコメント】

(資産の定義に関するコメント)

- 各国における既存の資産の定義は、いずれも「過去の事象」に言及している。「現在の」権利又はその他の特権を表現するように資産を定義付けるとしても、「過去の事象」という用語を削除することによって、将来の事象が必ずしも排除されることにはならないことを懸念する。(八木 SAC 委員)
- 定義から「過去の事象」を削除すると、企業が将来の benefit に対して有している権利を現在の資産として認識することに繋がる虞れがある。その結果、自己創設のれんの認識を排除できないことになるのではないか。(辻山 SAC 委員)

上記の意見に対して IASB ボードメンバーは「認識の問題は別途扱うので、定義の問題と混同すべきではない。」と回答した。

- 認識の段階では自己創設のれんの認識をどのような論理で排除するのか。もし資産負債の認識測定の要件も資産負債アプローチ、つまり資産負債の定義に依拠して導き出せるというなら、この定義には認識測定に関する必要条件だけではなく十分条件も備わっていることにならないか。もしこの定義は資産負債たる必要条件だけを示していて、定義上自己創設のれんも資産に含まれるが、別の要件でその認識を排除するというのなら、資産負債の認識の十分条件は別のところから導き出されることになり、資産負債アプローチというのは、会計認識の十分条件は示せないことになる。(辻山 SAC 委員)

上記に対して IASB ボードメンバーは「定義は必要条件を示しているが、ひとたび認識要件が決まれば、この定義自体が十分条件も示していることになる。」と回答した。

以 上